

契約の方法及び入札の条件(工事)

(条件付一般競争入札・総合評価方式(特別簡易型))

1 契約の方法

福島県条件付一般競争入札実施要領により条件付一般競争入札とする。

初回入札によって落札候補者が決定されなかったときは、初回の入札参加者を対象とする再度入札を行う場合がある。その際、明らかに入札参加資格を有しない者があった場合、その者は再度入札に参加できないものとする。

入札者がいない場合は、当該入札は取りやめる。

2 入札の条件等

入札の際呈示すべき条件は次のとおりとする。

(1) 福島県条件付一般競争入札実施要領(工事等)に基づき郵便入札とする。

(2) 入札書の記載金額

入札説明書のとおりとする。

(3) 見積内訳書及び見積内訳総括表の提出

入札参加者又は入札参加者の代理人は、入札書に加えて入札書に記載された入札金額に対応した見積内訳書及び見積内訳総括表(低入札価格調査事務処理要領様式第6号)を提出しなければならない。見積内訳書又は見積内訳総括表の提出がない場合は、当該入札は無効とする。

(4) 入札保証金

入札説明書のとおりとする。

(5) 低入札価格調査制度

① 施行令第167条の10の2第2項の規定に基づく低入札価格調査制度適用工事である。

② 調査基準価格を下回った入札を行った者は、評価値が最も高い者であっても必ずしも落札者とはならない場合がある。

③ 調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すべきこと。

(6) 落札者

入札説明書のとおりとする。

(7) 契約保証金

入札説明書のとおりとする。

なお、落札者は別紙「契約の保証について」により契約の保証を付すこととする。

(8) 前払金

規則第112条で定める前払金は次のとおりとする。

ア 第1項で定める前払金は請負代金額の4割以内の額(1万円未満の端数は切捨てる。)とする。

イ 第2項に定める中間前払金は請負代金額の2割以内の額(1万円未満の端数は切捨てる。)とする。

(9) 部分払

規則第238条で定める部分払は、工事の既済部分に対する代価の10分の9以内の額(1万円未満の端数は切捨てる。)とする。ただし、既済部分に対する代価が請負代金の10分の5(中間前払金の約定をするときは10分の6(前払金の約定をしないときは、10分の3)を超えた場合に限る。

なお、部分払の回数は規則第239条第3項の定めるところによる。

(10) 工期

工期は入札公告のとおりとする。

ただし、工事の着手時期は契約締結の日から7日以内において発注者が指定する日とする。

(11) 建設業退職金共済組合への加入

建設業者は、建設業退職金共済組合に加入すること。

(12) 建設労働者の休養

日曜、祝日、休日は労働者を休業させるよう配慮すること。

(13) ① 現場代理人等届

本工事の現場代理人、主任技術者、監理技術者及び専門技術者を定め発注者に通知するときは、経歴書を添付して契約締結後 5 日以内に提出すること。

② 現場代理人の常駐義務の緩和について

この工事については、落札者の申請に基づき発注者が認める場合、他の工事現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。

(14) ① スライド条項に基づく請負代金額の変更

約款第26条第1項でいう請負代金額の変更は、残工事の工期が2箇月以上あり、かつ発注者又は受注者の請求があったときに行うこととする。スライドの対象となる残工事（受注者の責により遅延していると認められる残工事量は含まない。）は、第1項の請求があった日から起算して14日以内に監督員が確認する。

② 単品スライド条項に基づく請負代金額の変更について

約款第26条第5項でいう請負代金額の変更は、残工事の工期が2箇月以上あり（ただし、防護柵設置工事等工期が2箇月未満の工事についてはこの限りではない。）、かつ発注者又は受注者の請求があったときに行うこととする。

また、発注者又は受注者は、当該条項に該当することを示す根拠資料を添えて請求を行わなければならない。

③ インフレ条項に基づく請負代金額の変更について

約款第26条第6項でいう請負代金額の変更は、基準日から残工期が2箇月以上あり、かつ発注者又は受注者の請求があったときに行うこととする。

また、発注者又は受注者は、当該条項に該当することを示す根拠資料を添えて請求を行わなければならない。

(15) 不可抗力による損害の負担

約款30条第3項に定める損害額の負担を求めるときは善管処置を裏付ける資料を添付すること。

第4項の請負代金額とは、損害額を負担する時点の請負代金額とし、1回の損害額が当初の請負代金の100分の1に満たないものは損害額に含めないものとする。

(16) 下請負に付す場合の遵守事項

工事の一部を下請負に附する場合は、福島県元請・下請関係適正化指導要綱を遵守すること。

(17) 配置予定の技術者について

ア 他の発注機関の入札との関係について

入札説明書のとおりとする。

イ 他の建設工事の配置技術者との関係について

入札説明書のとおりとする。

ウ 監理技術者

土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び造園工事業に係る工事の場合には、工事現場に専任で配置することとなる監理技術者は、指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている者で必要な講習を受けている技術者を配置すること。

(18) 工事請負契約書

「福島県財務規則の施行について」による工事請負契約書によるものとし、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、別記の特記事項を挿入する。

また、特約条項として各条項を挿入する。

(19) 契約の確定時期

地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名、押印したときに確定する。

(20) 単価適用日変更に伴う特例措置について

平成27年2月1日以降に契約を締結した工事で、当初契約締結日における直近の単価表を適用しないで積算されている場合は、当初契約締結日時点の直近の単価表を適用した積算に基づく請負代金額に変更するための協議を請求することができる。

入札の際呈示すべき書類は次のとおりとする。

- 1 福島県工事請負契約約款
- 2 設計書（金額抜き）、設計図、仕様書
- 3 福島県元請・下請関係適正化指導要綱

【別記】特記事項

上記工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、分別解体の方法、解体工事に関する費用、再資源化等をする施設の名称及び所在地並びに再資源化に要する費用について別途書面により、記名押印をして契約当事者相互に交付すること。

特約条項

- 第1 受注者は、約款第4条第1項に規定する契約の保証を付すことを要しない。ただし、請負代金額の変更により変更後の請負代金額が500万円以上となった場合は、この限りではない。
- （注 この特約条項は、落札額が500万円未満の場合に特約することとし、500万円以上の場合は特約しない。この場合は特約条項第2以降を1条繰り上げることとする。）
- 第2 約款第38条第1項ただし書きの表中、請負代金の額2,000万円以上の場合、発注者、受注者協議して定める回数は3回（中間前金払をする場合は2回）とする。
- 第3 約款第4条第3項及び第6項中の「10分の1」とあるのは「10分の3」と読み替える。
- （注 第3、第4及び第5の特約条項は、低入札価格調査制度による低入札価格調査基準価格を下回り落札者となった者と契約を締結する場合に特約することとし、該当しない場合には特約しない。）
- 第4 約款第35条第1項中の「10分の4」とあるのは「10分の2」と読み替え、同条第7項中の「10分の4」とあるのは「10分の2」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」とそれぞれ読み替え、同条第8項中の「10分の5」とあるのは「10分の3」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」とそれぞれ読み替え、同条第9項中の「10分の5」とあるのは「10分の3」と、「10分の6」とあるのは「10分4」とそれぞれ読み替える。
- 第5 受注者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項又は第2項で規定する主任技術者又は監理技術者について、同等以上の資格を有する者2名を配置すること。
- なお、当該工事が建設業法第26条第3項の規定に基づき主任技術者又は監理技術者の専任を要する工事である場合は、2名とも専任を要し、追加で配置する技術者については他の工事との兼務は認めない。（建設業法施行令第27条第2項の適用は認めない。）
- 第6 受注者は、受注者の申請に基づき発注者が認める場合、県又は市町村等が発注し受注者が受注している他の工事（以下「他の工事」という。）の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合において約款第10条第2項中「工事現場」は、この工事の工事現場と当該他の工事の現場を通じて一の工事現場とみなすものとする。なお、受注者の申請及び発注者の承認は文書により行い、発注者は承認の際に必要な条件を付すことができる。
- （注 この特約条項は、現場代理人の常駐義務緩和に係る申請を行う予定がある場合に特約することとする。）
- 第7 約款第37条に次のただし書を加える。
- ただし、平成28年4月1日以降、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金につ

いては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

※ 下線.....は、契約書の特約条項には記載しない。